

質 疑 回 答 書

1 件 名 桜井地区センター外16施設電力購入（単価契約）

2 場 所 桜井地区センター 越谷市大字下間久里792番地1外16施設

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 入札時は入札書（兼誓約書）のみの提出で宜しいでしょうか。 また内訳書は落札後に提出いたしますか。	A 1 : 入札時にご提出いただくのは「入札書（兼誓約書）」及び「単価書」で、内訳書の提出は、入札時も落札時も不要です。
Q 2 : 内訳書の単価表では小数点以下が0の場合、端数の表示がされませんがそのまま使用してよろしいでしょうか。	A 2 : 差し支えありません。
Q 3 : 仕様書では、入札金額には力率割引割増は考慮しないと記載がございますが、各施設ごとの内訳書では力率は100%で力率割引が考慮されております。どちらが正しいでしょうか。 含めない場合、修正した内訳書のデータをいただけますでしょうか。	A 3 : 入札金額については、別紙内訳書の計算式において、市が設定した値を入力してあるため、力率割引を考慮した金額が算出されます。このことから、内訳書の基本料金単価には、力率割引を考慮しない金額（0.85を掛けていない金額）を記載してください。また、入札時に提出していただく単価書に記載する値も同じです。一方、入札金額の総額については、内訳書から算出される力率割引を考慮した金額（0.85を掛けている金額）を記載してください。（そのため、送付済みの内訳書のデータはそのままご使用いただけます。）
Q 4 : 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容	A 4 : 契約期間中に電力の契約に影響するような工事の予定はありません。

を教えてください。

Q 5 : 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となる場合があります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承くださいませか。

Q 6 : 「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。

- ・ 契約電力 (kW)
- ・ 使用月、未使用月とその使用電力量 (kWh)

Q 7 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。

Q 8 : 供給開始時に契約電力の変更を行なう施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。

※協議制の施設においての変更、協議制⇒実量制への変更、実量制⇒協議制への変更

Q 9 : 分散検針の合計請求(複数施設を1枚にまとめる)の場合は、請求書が2通になる場合がございますが、ご了承くださいませでしょうか。

Q 10 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

A 5 : 了承いたします。

A 6 : 大相模地区センター・公民館、出羽地区センター・公民館には、太陽光発電による自家発補給電力がございますが、契約は行っておりません。自家発補給電力の未使用月はなく、それぞれの年間使用電力量は、大相模地区センター・公民館が12133.8kwhであり、出羽地区センター・公民館が13700.28kwhとなっております。

A 7 : 原則、協議には応じませんが、ただし、天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、見直しの協議に応じます。

A 8 : 契約電力の変更を行う施設はございません。

A 9 : 合計請求(複数施設を1枚にまとめる)、個別請求(施設ごと)どちらでも可能です。請求書が2通になる場合があります。ご了承くださいませ。

A 10 : 原則、請求書は郵送のみの対応といたします。ただし、請求方法が、WEB請求書のみである場合に限り、対応いたします。なお、WEB請求書の記載内容については、協議が必要になります。

Q 1 1 : 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。

Q 1 2 : (権利譲渡等の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。

『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』

Q 1 3 : 契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。

Q 1 4 : 一般送配電事業者が託送料金の値上げを行った際、その分の契約単価見直しの協議に応じて頂けますか。

Q 1 5 : 仕様書3(2)「請求書のほかに施設毎の検針結果(使用電力量、料金、契約電力量等)を添付」とありますが、請求書に必要な検針結果情報の記載がある場合は、請求書の発行で対応させて頂いてよろしいでしょうか。

Q 1 6 : 仕様書4(2)「力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整

A 1 1 : 了承いたします。

A 1 2 : 「電力供給約款(長期継続契約)」第2条について質疑をいただいておりますが、「電力供給約款(長期継続契約)」は、変更・追記が出来ません。

ただし、「電力供給約款(長期継続契約)」第2条に記載のとおり、債権譲渡等の承諾を、書面により発注者へ求めることは出来ます。

A 1 3 : 契約書の提出及び契約締結期限は、越谷市契約規則第20条に基づき、落札決定の通知を受けた日から7日以内(越谷市の休日を定める条例(平成4年条例第14号)に規定する市の休日を除く。)でお願いします。なお、本市契約規則については、「Reiki-Base インターネット版 越谷市 例規集」(https://www1.g-reiki.net/koshigaya/reiki_menu.html)から検索いただけます。また、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、期限についての協議に応じます。

A 1 4 : A 7のとおりです。

A 1 5 : 了承いたします。

A 1 6 : A 3のとおりです。

額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。」と記載がありますが、交付いただきました内訳書では、力率割引が行われております。内訳書の変更ができないため、内訳書に併せて力率割引を行った金額で入札書に記載してもよろしいでしょうか。

Q17：入札書と同封してお送りする所定様式とは「内訳書」「単価表」でよろしいでしょうか。

A17：A1のとおりです。

Q18：各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。

A18：A6のとおりです。

Q19：入札書に記載する日付は作成日でよいでしょうか。

A19：作成日で問題ありません。

Q20：入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）

A20：A3のとおりです。

Q21：ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか。

A21：了承いたします。

Q22：弊社の請求書は、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。

A22：了承いたします。

Q23：落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。

Q23：可能です。

Q 2 4 : 現在の計量日を教えてください。
尚、1日以外の場合は、年間の請求が13
回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々
月の2回に分割されます。また料金の算定
期間は計量日から計量日の前日となりま
す。以上、ご了承いただけますでしょうか。

Q 2 5 : 2021年10月に託送料金値上げ予
定になっておりますが、値上げ適応してよ
ろしいでしょうか。もしくはそこも加味し
て応札すべきでしょうか。

Q 2 4 : 計量日は仕様書に記載されていると
おりです。以下については、A 5のとおりで
す。

Q 2 5 : 2021年10月の託送料金値上げ
予定を加味して応札してください。